なよろの除雪

平成26年11月1日　発行　第19号
編集　建設水道部都市整備課
電話　01655-3-2511（代表）
FAX　01655-3-3450
e-mail　NY-douroiji@city.nayoro.lg.jp

除雪についての情報やお知らせを『なよろの除雪』と題して発行しています。

今月号は **「名寄市の除雪について」** です。

先月から道内の山頂や峠で初雪が観測され、本格的な雪の季節が近づいています。市では冬の市民生活の安全確保として、『なよろの除雪』やホームページで除雪に関するお願いや注意点などをお知らせしています。除雪作業を円滑、かつ、スピーディーに行うため、市民のみな様のご理解とご協力をお願いします。

除雪車の出動基準

午前０時から２時の間に市内の観測地の降雪状況をパトロールし、「降雪が１０㎝以上、または超えそうな場合」を基準に除雪作業を開始します。明確な出動基準を設けることで除雪が迅速に行えます。

また、基準を満たしていなくても路面状況や、圧雪などの道路状況により出動することがあります。

除雪作業は深夜から早朝が中心。ご理解を

除雪作業が行われるのは交通量が少なく、市民のみな様の通勤・通学・通院の足を確保するため、深夜２時から早朝７時半までに集中的に行います。除雪機械の大きな音で、ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

除雪の天敵　それは路上駐車の車です。

夜間、路上に車を駐車してある場合、除雪車が通れず、除雪ができないことがあります。また、救急車などの緊急車両の通行にも支障となることがあります。**路上駐車は絶対にやめてください！**

※路上駐車について

路上駐車は法律で禁止されております。ひどい場合**「3ヵ月以下の懲役又は20万円以下の罰金」**が科せられます。

雪を道路にだすことは危険です！

①名寄市の除雪方法について

名寄市を含めた道北の各自治体の除雪方法は、雪を道路の両脇に寄せて除雪をする「かき分け除雪」という方法で行っています。この方法の利点は、通勤・通学・通院時間までの限られた時間の中で除雪作業を完了することが出来ることです。

②市民のみな様へのお願い

「かき分け除雪」を行った場合、玄関前や車庫前にかき分けた雪を残していきます。この雪については市民のみな様に処理をお願いしています。

③雪を道路にだすことは危険です！

近年、自宅の向かい側の道路に雪出しするケースが見られます。これは道路を狭くするだけでなく、ドライバーの視野も狭くし、交通事故の要因になります。

道路への雪出しは道路法などで禁止されており、悪質な場合、**「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」**が科せられます。また、交通事故が発生した場合、原因者として雪出しした方が罰せられたり、補償を求められることがあります。

道路への雪出しは絶対にやめてください！